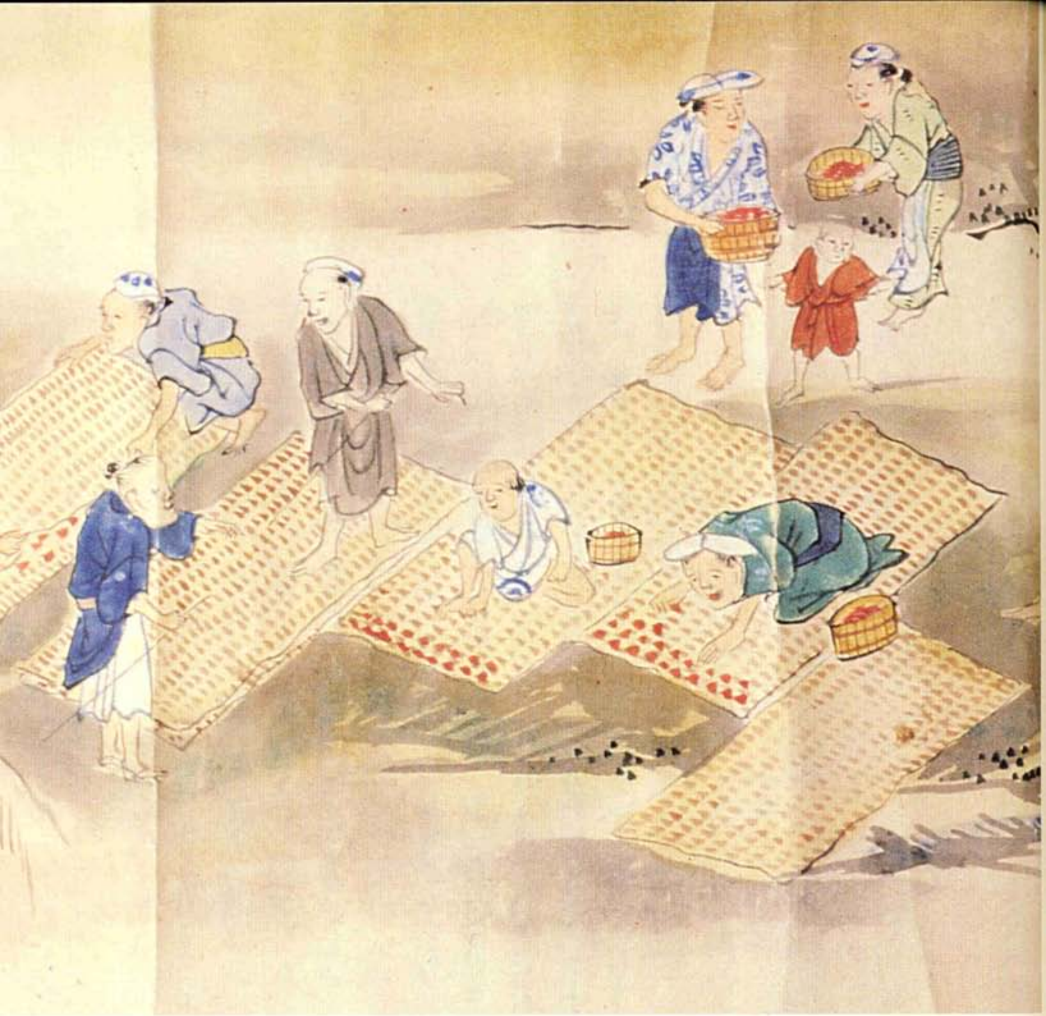

花餅つくり

V

最上の紅花種流出

私の園地に、紅花を植えるようになってから年ひさしい。生産を目的とするものではなくて、まったくの園芸趣味で、最上紅花に対する愛着から、毎年あの可憐な花を咲かせて、悦にいっているだけのことである。しかし紅花は、二、三本咲かせただけでは、昔の最上の里の景物にはならないので、少なくとも二、三坪の畠に密植して、一面に開花したときの、あのあかるさと、ほのぼのとしたその豊かさとを、あるていどの実感をもって鑑賞したいと、こころみているのである。

栽培と管理は、すべて老妻の手にまかせっきりであるが、今年は五米余の畝を四条仕立てにした。播種は四月九日で、時期としては多少おくれぎみであったが、その後、順調に発芽成育して、草丈けも一米一五糎ほどにのび、今七月五日の早朝、いわゆる「一つ咲き」をみることができた。例年ならば「半夏一つ咲き」といって、だいたい七月二日ごろに開花するのであるが、今年は気候の関係からか、ついに三日ほどおくれたのである。

ちょうどその日の午前中、最上紅花の調査に来県中の人々の訪問をうけ、一つ咲きの園地を眺めながら、話をいっさいほかにそらすことなく、二時間ほど紅花のことを語りあって、とくに楽しい思いをした。その人々とは、埼玉県上尾市教育委員会に勤務して、その地方の紅花史の研究に情熱をかたむけておられる黒須茂氏と野村侃氏、それに案内役をつとめた、天童市史編纂事務局の山口氏の三人であった。上尾市というのは、大宮市から高崎線でわずか北上したところにある。

埼玉県といえば、昔の武蔵国である。その武蔵国は、わが最上地方などより、はるか昔の紅花産地なのである。平安時代の延長五年（九二七）、今からおよそ一千五十年ほど前に、当時の政府の諸制度などを編纂した「延喜式」という本のなかに、貢納税物などに関する規定を詳述した「主計上」という項がある。それによると、国々の「中男」すなわち青年たちの、国家に対する労役奉仕のかわりに、物納する制度がある。それを「庸」という。それには主として国々の物産をもってあてるが、その物産のなかに、「紅花」を貢納している国々が多い。徴収したその紅花は、当時の宮廷や官庁の高貴な人々の官服、式服、調度品の染色用につかわれたのである。

今その紅花を貢納した国を調べてみると、当時の全国六十六カ国中、南は中国地方の安芸、備後（広島県）から、北は関東の北部、上野・下野・常陸などの諸国におよぶ、じつに二十四カ国に達し、そのなかに「武蔵国」もふくまれているのである。したがって今の埼玉県は古代、上代の紅花産出国として知られていたことになる。ただしこのばあい、これらの諸国が、物産として

生産されていたものか、中男の貢納物資として、強制的に作付されていたものか、そのへんの事情は、わたしくにはまだわからない。

当時のわが出羽国は、僻遠、辺陬の地であったために、同様の状態であった飛驒、陸奥、壱岐、対島の四カ国とともに、中男の輸作物はいっさい免除されていた。したがって、紅花の生産はなかったものとみてよいであろう。

その後、わが国の政治態勢がくずれ、いわゆる律令制度も破れさったので、当然、旧税法も廃止となり、中男輸作物としての紅花の栽培もすたれた。しかし、京都のいわゆる貴族文化はますます発展してきたので、染色用や化粧用の紅花の需要がたかまり、伊賀など、京都の近傍諸国から、商品として生産されるようになったと思われる。

近世、徳川時代になると、古代生産国であった関東の相模（神奈川県）、上総（千葉県）などが、伊賀国についで再び名をだしてくるが、平和な生活文化向上にともない、紅の需要が急速にたかまってきてから、旧生産国よりも、むしろ出羽、陸奥、筑後、薩摩など、奥州や九州地方の新興生産国に、良質の紅花が生産されるようになった。その理由については今は述べない。

近世、江戸時代も中後期になって、京都の貴族文化がしだいに武家文化に移り、物資の流通機構も江戸中心になってくると、その周辺の産業構造や生産事情にも、変化がでてくるのは当然である。武蔵国の紅花栽培の復興も、まさにその一つである。

上代においてすでに紅花の栽培をみていた武蔵国ではあったが、もともとは、ここの「最寄り

の村々は薄地にて、諸作実法悪敷」（「諸問屋再興七二頁」）土地がらであったが、上尾宿や桶川宿あたりには、紅花栽培にふさわしい畑地帯もあり、近世の後期ごろには、「其地味に寄り、銘々紅花を蒔付け、年々五月中旬、農繁の時節咲始候に付、老人子供等の手業に摘取り、商物に仕上げ候儀にて、纔の薄地より、相応の紅花代料取揚げ云々」（同前七二頁）という状況であった。最上地方に異なって、秋播きであるから、五月の開花ということになるのである。

武蔵国にこういう復興をみるにいたったことについては、江戸の小間物問屋組合員で、紅・白粉を取り扱っていた柳屋五郎三郎の功績をみとめなければならない。「諸問屋再興に関する資料」によれば、寛政年間に、この小間物問屋・柳屋五郎三郎が、召使の太助・半兵衛という二人のものを、羽州最上につかわし、紅花種を求めさせ、桶川宿の七五郎というものに、まきつけさせたのが最初のこころみであった。当時、紅花の需要が増大していたので、江戸近傍にこれを普及させ、商品化をはかろうとしたのであった。しかしそのころは、栽培法も管理のしかたもふなれで、ために生産高も少なく、品質も劣悪であったが、桶川宿を始め、上尾宿・大宮宿・浦和宿など、在々にひろく普及増産されるにつれ、おいおい良質のものが生産されるようになった。（同前四九頁、一一三頁）

とくに上尾宿の西部・山麓地帯の坂戸町方面のものは、通称「西山物」の銘柄をもって、京都の紅花問屋業界から評判がよかった。上尾宿の紅花商人・須田家の「取引関係日記」（上尾市図書館発行）をみると、安政五年（一八五八）七月十三日の記録に、

当時相場
西山　七拾五七両
早場上物　六拾壱弐両（注、上尾・桶川地方産）
最上　五拾七八両

とあり、わが最上紅花よりも、相場がずいぶん高かった。しかし、こちら（谷地々方）の紅花相場書によると、安政五年度の最上紅花は、京都問屋筋では上物一駄で六拾五、六両、下物で四十七、八両であった（大町、念仏講帳）。それでも西山の上物値段は最上物より高かったようである。明治三十年に京都府内務部で編纂した「京都府著名物産調」という本に、京都の染色原料としての紅花の産地を紹介しているが、それには「武州桶川、羽州最上、陸前仙台、常陸水戸、其他紀州等に産し、且つ良質なるは最上地方とす」とあり、最上物を最高品とし、武州桶川物などを上物としてあげている。もちろんこの評価は、近世末期の生産時代の一般的なことを伝えている資料である。

このころ、最上紅花は一千弐百駄前後の生産量があったが、当時、武蔵国地方は、調査資料によって若干の相異はあるが、三百駄から五百駄ぐらいのあいだを上下していたものとみられる（拙著「最上紅花史の研究」三三五頁）。

最初、わが最上地方から種を求めて移植した武蔵国―上尾、桶川、西山方面の紅花が、寛政か

ら幕末までわずか六・七十年間に、かくも上質のものを大量に生産し、京都業界からも好評を得るにいたったことは、まさに驚異といわざるを得ない。

武蔵国のばあいだけにかぎらず、近世後期になると、関東方面の諸国諸藩の畑作物の作付大系に、紅花を導入することが普及してきたが、そのばあい、種子の多くは、産地をまわって集荷している紅花商人の手をへて、最上地方の良質な種子を移入したのであった。

このようにして、紅花種の流出は年々増大してきたので、最上地方では国産の発展を保護するために、種子の売買禁止令をだしている。それは新興地への移出だけでなしに、ときには、紅花悪作、あるいは不足の年など、翌年の作付準備のため、奥州、関東方面から買いこまれる量が莫大で、最上地方の播種にすら、こと欠くことがあった。当地の幕藩領庁ではこの傾向をおそれ、しばしば農民に警告をだしているが、とくに文政十三年（一八三〇）には代官から、「当郡（最上地方）の紅花種の儀、先年も取締方申渡し候得共、近年猥りに相成り候故、既に去秋は売荷等に紛らし、多分他国に持運び致し、売買候趣相聞こえ候、右は国産第一の品にて、御年貢筋にも相響き、追々他国に作付け候ては、当郡衰微の基に付、相心得申すべき事」という警告が発せられ、また「通り手形」を持たない商人は、領内からの紅花種の荷口通過はかたく禁止となったのである。

「からあい」と「み園生(そのう)」

奈良時代に編まれた歌集「万葉集」巻十の「秋相聞」の部に、作者はあきらかでないが、

恋うる日の　け長くあれば　み園生の
　からあいの花の　色に出でたり

という、恋愛歌が一首みえる。「相聞」というのは、「唱和」とか「贈答」とかの意味であるが、端的には「恋愛歌」といったほうがわかりやすく、この部に集められている歌にも、そういうものが多い。

この歌の意味だけをみれば、「恋うる日のけ長くあれば色に出でたり」ということで、第三句と四句の「み園生のからあいの花」という語句は、歌意には直接の関係がなく、最後の句「色に出でたり」の、序句の役目をつとめているにすぎないのである。しかし、本稿を草しようとする

私には、歌意には不要にもにたこの序句の部分を必要とするのである。

まず、「色に出でたり」の語を直接的に誘うている「からあいの花」とは、どういう花のことであろうか。いまここに、そのものズバリいえば、それは「紅花」のことなのである。

紅花がいつごろ中国から伝来したものか、今のところ、あきらかに徴すべきものはないが、奈良時代の早期に編さんされた「播磨風土記」という地誌のなかで、播磨国（兵庫県）揖保郡にある「阿為山」を説明して、応神天皇のころに、「この山に紅草が生えていたので、この山を阿為山と号す」（意釈）といっているが、この文章によって、奈良朝よりはるか以前、大陸文化の摂取と同時代に、染料としての紅花を輸入し、それを「からのあい」とよんでいたことが推測されるのである。日本古来の藍に対して「からから渡来した藍」というほどの意味であったように思われる。

この「藍」が「紅」であることについては、平安時代に源順という人が編した「倭名類聚抄」という辞典のなかにも、「紅藍」「呉藍」と書いて「久礼乃阿井」、すなわち「くれない」と読ませ、俗に「紅花」というと説明している。この本には、「からあい」のよびかたについては、別に説明はしていないが、ずっとくだって徳川時代の有名な国学者・本居宣長が、その著「玉かつま」に、考証しているので、次にその大略を意訳してみよう。

自分の作った歌に、「からあいの末つむ花」と詠んだところが、ある人が「末つむ花は、くれ

ないのことを詠んだものと思うが、からあゐとは如何」と問うたので、自分は次のように答えた。万葉集の歌に、くれないのことを、からあゐとも詠んでいる。そもそも、くれないというものは、もと、呉(くれ)の国からわたってきたもので、呉の藍と云うべきものを、約(ちぢ)めてよんだ名であるのを、また韓国(からのくに)から伝わってきたから、韓藍(からあい)とも云える也という説に等しい。ただし、「から」というのは、西の方のすべての国々をよぶ名であるから、呉の国をも指していうには、呉藍(くれあい)というも同じことなのであろう（云々）。

すなわち、韓も呉も、古代のわが国では中国をさしてよんでいたので、「からあゐ」も「くれあい」も同じで、「紅花」のことであるというのである。なお、江戸時代にできた、寺島良安の「和漢三才図会」という百科辞典には、これらの説を簡潔に、

紅藍花　黄藍
紅花(べにのはな)　俗云　久礼奈伊
呉藍之略言

と説明している。
これら二、三の例証から察すると、日本の紅花は、「からあい」「くれのあい」「くれない」と

称して、万葉集のできた奈良時代以前、すなわち大和、飛鳥期ごろに、すでに大陸から伝来して、紅色の原料になっていたものに違いなかろう。

さて、話をかえて「み園生」に関する私見を述べてみよう。み園生の「み」は単なる尊称か接頭語で、「園生」すなわち「庭園」のことである。奈良時代のころになると、都人のあいだには、ちょっとした庭園などをもうけて、園芸を楽しめるほどに、平安な生活を迎えており、庭園というほどのものではなくとも、「我が門の片山椿」の花を楽しんでいる人もおり、なかには「八千草に草木を植えて時毎に、咲かん花をし見つつ」一生を送ったという風流人もみえるのである。

最初の万葉集のなかの「み園生」もそうした庭園で、季節ごとに花を咲かせる八千草にまじって、「からあい」すなわち紅花もまた花をつけていたのであろう。その歌意は、「君を恋い慕うて、長い一日を想い暮していると、いま庭園に咲いているからあいの花の色のように、おのずと、はげしい恋心が顔の色にあらわれてきた」という意味であろう。それでいいのである。まことに美しい恋愛歌であると思うが、この歌を口ずさむと、私の頭のなかを、ちょっとかすめるもの、ひっかかるものがあって気になるのである。それは、この「み園生」というのは、単に生活を楽しむための庭園にすぎないのであろうか、そして、植えられている紅花も、八千草と同様に、単なる鑑賞用としてあるのであろうか、という疑問なのである。

結論からいおう。このばあいの「み園生」とは、あるいは「薬草園」のような性格をもっていた「園」ではなかったかということである。とすれば、この園の紅花は、染料としての紅をつくく

るよりも、むしろ薬用としての原料に使用したものではないかと疑問を持つことがあるのである。もし染料としての紅をしぼるためならば、「み園生」などという庭園でなく、もっと生産性の高い畠にたくさん栽培しなければなるまい。

古代人は紅色―赤色というものに対して、一種の信仰的畏敬の心を持っていた。このたび、山形新聞・山形放送がおこなった、紅花の道をさぐる海外特派団のレポートなどをみても、中央アジア方面の古代民族は、赤い色に対して特殊な感情を持っていたことを報告している。この感情は、もっと具体的な土俗として、赤をもって一種の「魔除け」と思うようになったと、一般に説かれている。

海洋民族のなかには最初赤の染料になにをつかったか知らないが、漁夫たちは、赤い褌をしめて鯨や鱶の危害をさける呪にしたという。古代の中央アジアや支那などでは、最初は他の顔料をつかっていたが、紅花から紅を抽出する方法を知ってからは、ひろくこの紅が使用されるようになった。私はまだ「旧約聖書」を読んだことはないが、そのなかに、「紅の衣を着ていると、雪の難がない」という意味のことが書かれているという。蒙古では、子どもが生まれると、門口に紅染めの赤い布片をさげて、魔除けの呪にするということは、古いしきたりであった。日本の古代の風習に、幼児をはじめて外にだすときには、額に紅をつけたり、口紅や頬紅を塗ったりすることがおこなわれたが、同じような呪術であった。

赤―紅のもつ不思議な力は、やがて薬効をもつものとして、みなおされてくる。すなわち、紅

や紅染は、単に美しいもの、呪性という不思議な力を持っているものというほかに、しだいに血液の循環をよくしたり、すごく皮膚病に特効があるという、薬性に気がついてきたのである。

万葉集や古事記などにあらわれてくる紅は、衣類の染料としてのばあいが多く、化粧用につかわれた歌や文章はひじょうに少ない。これは不思議なことで、当時はまだ呪いとしての、あるいは薬用としての効果のほうが、おもだったのではあるまいか。中世・平安時代になると、「べに、あかう（赤く）、けそう（化粧）させて」などという文章がでてくるが、このころから一般に、化粧用として意識的に使用される度合いが、急速に発達してくるのであろう。

奈良時代の聖武天皇の皇后・光明皇后は、ひじょうに慈悲心がふかく悲田院や施薬院などをもうけて、生活困窮人や病人を救済したことは有名な話である。そのほかにも、養老や育児に関する事業や施設などを充実させたので、一般にも社会救済に関する運動が普及した時代であった。それは、当時発達した仏教の慈悲心に刺激されておこった尊い活動であった。

そういう社会活動のなかに、ここに問題とした薬草園などの設置もあったろうし、その園中に栽培されたいろいろな薬草にまじって、呉藍―紅花もまた、皮膚病・婦人病、あるいは保温の薬として、そして素朴に考えれば、魔除けの意味の薬として植えられており、それから採られた紅は、施薬事業の一部に利用されたものとも考えられる。

以上は、まったくの推理的私見である。随想文としては少々生硬なものになったが、ご意見をいただければ幸いである。

若木山詣り

紅染着せて御礼参りや小萩原

この句について、第何稿かで触れたことはなかろうか。これは伊達・桑折（福島県）の大安寺の住僧・一如庵遜阿という坊さんの句で、天保十三年にこちらを旅行したさいの紀行文「出羽紀行」、別名を「自他紀行」という本にのせているものである。「自他」というのは、巡遊した土地々々の俳人の句などをあわせて集録したからのことである。

まず、村山地方の彼の巡歴の跡をみると、荒砥から狐越え街道をとおって上ノ山温泉に一泊、そこから山形・千手堂・漆山・左沢をへて大沼に遊び、大井沢・本道寺から、慈恩寺・寒河江をへて谷地に入った。その月日は明確に記されていないが、文中に、

谷地土場祭　例年八月望より晦にいたる
　　　　　　羽の大盛りと云

月を日にかえて灯すや博奕小屋

と、谷地八幡宮の旧八月十五日ごろの祭典を詠んだ句があることから察するに、ちょうどその祭典中に当地方を通過したものと思われる。たずねてきた槇五鳳が、おりあしく留守であったが、かねて連絡してあったものとみえ、その石蘭亭の閑室にあがりこんで、五鳳の帰杖をまっている。二人の交歓のことについては省略するが、石蘭亭を辞した遜阿は、藤助新田の渡しをへて山寺に向かうが、藤助新田から長瀞や松沢方面にかけては、最上紅花の名産地であるということをきき、米沢の可有という俳人の作「紅花つむや露のはれゆく最上川」という句を思いだし、今は時節はすぎたが、紅花畑の朝の風景などを胸に描きながら、山寺に直行した。そして、帰路は天童・若松・水晶山・若木山(おさなぎやま)などをめぐり、六田・宮崎をへて肘折温泉に入湯している。最初に書いた「紅染着せて」の句は若木山参拝のおりの作で、

若木山権現　本地胎蔵界扶桑
　　　　　　疱瘡神宮初也

という前書がついている。この前書は、句の意味を解くための大切な役目をはたしているのである。

若木山という山は、神町自衛隊附近の原っぱに、ぽつんと孤立している姿のいい山であるが、戦争中、飛行隊ができるまで、その山の頂上に「若木山神社」が建っていた。今はその山の麓に

おろされているが、なかなかりっぱな建物である。祭神は大日霊貴尊となっている。
勧請年代は不明であるが、文化七年にできた「若木山縁起」などによれば、古く平安時代の初めごろ、最澄すなわち伝教大師という高僧が回国巡錫のおり、この山で、大日霊貴尊の和魂（にぎみたま）のあらわれをみたが、それは「石理光沢にして、恰も赤気を発する如き」一つの霊石であった。そして大師は「下に霊石を踏まえて、上赤気に乗ずるは、陽徳の神の垂迹にして、赤気は疱瘡の兆也」と感じ、また「天平（七二九）の後、天下豌瘡を患うて、擁護の神なし、此垂跡こそ守護しましますらめ」と、この山に一七日籠って祈り、その霊石を岩窟に蔵して神秘となし、さらに一社を創建して「疱瘡守護神、日本一社、若木大権現」と尊崇した。その後、疱瘡流行のたびごとに、里人はこの山に祈願したので、その難をまぬがれることができたと伝えている。
この疱瘡神としての霊験が四方に伝わり、とくに奥州仙台方面の信者が多かったといわれる。領藩主の信仰も厚く、山形城主の最上家親や、鶴岡藩主酒井石見守などが、本社の改築に力をいれ、また出羽の諸大名は、羽州街道を上下するごとに、神前に品物を奉納したと記録に残っている。
疱瘡というのは、天然痘の俗称である。今は種痘という予防法がおこなわれてきたから、この病気にかかるものはほとんどいないが、元来は悪性の伝染病で、免疫のない子どもにとっては、まったく大厄であった。母親たちは、この病気が満足無事におわらないうちは、ほんとうに自分の子どもではないとさえ思ったほどであった。
疱瘡は、「ホーソー」という疫神のためにおきるものと信じた昔の人は、子どものためにこ

の疫神を祭る風習が強かった。地方によっては、祭日には子どもに赤い頭巾をかぶらせることや、赤い紙でご幣をつくって川に流すというような行事がおこなわれた。これは、前項でも書いたように、赤色に呪いの性格があると信じていた古代人の、民族感情から発した行事であった。

疱瘡にかかることのもっとも嫌われたのは、死ぬことよりも、もっと現実的な原因があったのである。すなわち、この病気の特徴は、はげしく発熱するほかに、皮膚に赤い水疱がでることである。この水疱は小さな豆粒大のものであるから、疱瘡のことを「痘」ともいうのである。この水疱は顔面からはじまって、やがて全身におよぶが、病状も末期ちかくになると、この水疱がかたまって、俗にカサピタ（カサブタ）、すなわち痂皮になり、そのはがれ落ちたところの皮膚に、豆粒大の痕跡を残す。こういう顔のことを、この地方では俗に「ぢゃかづら」あるいは「あばたづら」といって嫌われる。この痕跡は一生消えないから性が悪い。

地方的にはもっとも信仰を集めている疱瘡神の若木山は、いったん、この疱瘡が流行してくると、その病魔よけのための参拝客でにぎわった。とくに若い未婚の娘たちにとっては、大切な顔が「ぢゃかづら」になっては、たいへんなことである。そういえば、若木山の祭神のご本体霊石は、赤色がかった「ぢゃか石」で、「あばたづら」に、にたものであった。参拝者は、こういう顔にならないよう一心に祈るのである。

江戸末期に、慈恩寺の文人・雋斎が編したとみられる「最上川柳」という川柳集に、

若木(おきなぎ)にすかれ出雲にきらハ(ママ)れる　糸竹
若木の跡(後)は若松たのまれる　糸竹

の二つが見える。疱瘡患者は若木権現に願をかけるので、権現さまにとっては大切なお客さまであるが、もしも「あばたづら」にでもなれば、その娘は出雲の縁の神様に嫌われ、つまり仲人がなくて結婚もできないことになるとの意であり、後の句はその逆の意味で、若木権現に立願のおかげで、無事この難関をとおりぬけた娘は、顔が「ぢゃか」にもならず、こんどはよい縁がむすばれるようにと、縁むすびで有名な隣りの若松さまに願をかけるという意味で、川柳としては、なかなか色っぽい地方色をつかんでいて、成功しているように思う。

さて、若木山権現と疱瘡のことについて、長々と述べてきたが、ここで再び、最初の句にもどって、その意味を考えてみたいと思うのであるが、もはやその必要はあるまい。作者の遜阿がこの権現に参拝しようと、山の麓、若木原についたのは九月の末か十月の初めごろ、秋もしだいに深まって、若木原は小萩の花ざかり、遜阿は体にしだれかかるこの小萩を愛でながら、ゆっくりと歩いてゆく。それは絵にもひとしい小萩原である。ふと気がつくと、紅花染めの美しい着物を着た若々しい娘が、おそらくは母親に附きそわれて、小萩の枝をかきわけながら歩いてくるのにであった。遜阿はすぐに、難をまぬかれた「お礼参りだナ」と気がつき、娘の顔をのぞきこむ。その顔は、じつにはればれとして、小萩の花のように可愛いらしく、そして美しいと思ったことであった。

紅と女性

漢法の医薬としての、いわゆる薬草のことなどを書いている、支那の古い本草本などをみると、その「紅藍花」すなわち「紅花」の条下に、「徐氏というものの妻女がお産をしたさい、産後の肥立ちが悪くて、ついに死亡してしまった。家族たちが驚いて、その体にさわってみると、胸のあたりに、まだわずかな体温が残っているので、大急ぎで、当時名医として知られていた、陸氏という医者をよんで、診察をしてもらったところ、〝これは、血が悶えたのである。至急、紅花を数十斤準備をすれば、なんとか生かすことができよう〟ということであった。家人たちが急いでその準備をすると、陸氏は窓の下に三つの大桶を据え、その一つに、紅花を煮た湯をそそぎ、死人をそのなかにいれてあたため、湯がさめれば、また別の桶に湯をそそいでいれることをつづけ、かくすること数回におよんだ。ところがやがて死人は指を動かし、半日ほどして、ついに蘇生した。」という話がのっている。

この説話は、紅花のもつ薬用性の顕著なことを述べたものであろうが、漢方薬のほうでは、昔

から一般に紅花をもって温まりの薬、ひいては血の薬として、さかんに使用され、勧められてきたのである。そのくわしいことについては、支那―明の時代に李時珍という人のあらわした「本草綱目」という本にくわしく述べられているが、日本でも、この本をもとにして、小野蘭山という学者が、日本の本草について述べたものを、孫や門人たちが整理して、享和三年（一八〇三）に出版した。これを「本草綱目啓蒙」という。もともと「本草」というのは薬草のことであるが、転じて、薬物として用をなす玉石や禽獣・虫魚などにわたる、いわゆる動植鉱物など、すべてのものをいうのである。

古来、専門に紅療法を説く人々のあいだには、紅は万能薬といわれ、ひろく使用されているようであるが、その効能として述べる内容の基本となっているのは、おそらくは、これらの本草関係書によるところが大きいのであろう。

本稿では、そういう紅花の薬学的なことを述べようとは思わないが、筆のいきおいから、今ふうに二、三の効用をあげれば、血行障害の除去、通経剤、分娩の促進剤、死亡胎児の処理剤、産後の血の道、小児のアセモ、小児の胎毒などに特効があるというが、その使用法については省略する。以上のような効用からみれば、紅花の持つ薬性の中心は、やはり「温まり」という点にあったと思われる。この不思議な薬用効果が、人間の長いあいだの経験によって知られ、これまでも本稿の随所にふれてきた―紅に対する信仰的習俗をみるようになったが、さらに生活のなかに滲透しては、「冷え症」ということを、もっとも忌む女子、婦人の化粧に発展し、そして紅染め

衣装の着用におよんだのである。紅を中心とした服飾文化の歴史は古いが、その根底には、紅の持つ、こういう薬性に対する本能的な欲求があったものと思われる。

日本の華麗な服飾文化は、京都などを中心とする上方に発達したことは、ここにいうまでもない。それが近世になると、東漸して江戸に達したことも当然である。そして、公家や支配者や高級消費生活者の身のまわりは、まことに華やかにみえた。これが、農村の庶民百姓にまで影響しないはずはなかった。

中世末ごろまでの農村は、ひじょうに貧困で、経済的には人間らしい生活もできず、衣装どころのさわぎではなかった。一つの例証をひこう。慶長ごろ(一六〇〇年前後)にできたといわれる「おあむ(ん)物語」という本を読んでみると、その一節に、「さて、衣類もなく、おれが十三の時、手作りのはなぞめの帷子(かたびら)一つあるよりほかには、なかりし、そのひとつのかたびらを、十七の年まで着たるによりて、すねが出て、難義にあった、せめて、すねのかくれるほどの帷子ひとつ、ほしやと、おもふた」とあるが、こういう状態が農民などの生活の実相であったと思われる。

それが、近世―江戸時代になると、ほとんど戦争のない泰平の時代を迎え、幕府の勧業政策とあいまって、しだいに商品生産、流通産業が発達したので、地方農村にも、ようやく中央文化が進入してくるにいたった。生活経済が少しでも豊かになれば、流行というものは風のようにすばやく入ってくる。とくに女性の心をとらえるのは服飾類であった。江戸時代の初期には、全国的にそういう気配があらわれはじめてきている。

寛永十八年（一六四一）は凶作飢饉であったが、一度ぜいたくの味をおぼえると、なかなか生活改善はできないもの、翌十九年の五月二十四日付で、幕府は庶民の節約に関する覚書を公布した。その第二項に、「男女衣類の事、これ以前より御法度の如く、庄屋は絹・紬・布・木綿を着すべし、わき百姓は布・木綿たるべし、右の外は、ゑり・帯等にも仕間敷き事」とあり、百姓の絹物や紬類の着用を禁止した。文中に「以前より御法度」とあるところをみれば、前々からの規定であったとみえる。それが翌二十年三月には、「土民仕置(しおき)覚」という生活規制法を公布して、衣類の色合いにまできびしい制度をくわえ、「庄屋・惣百姓共に、衣類紫・紅梅に染め間敷き也、此の外は何色に成共、かたなしに染め着る可き事」と指示した。この「紅梅」という色は、こい桃色のことで、これを染めるには、紅をもちいなければならない。とすると、当時の庄屋や、有福な百姓どものなかには、有事のばあいなどには、こういう紅染めの着物などを着るぜいたくものも、あらわれかけてきたことがうかがわれる。もっとも紫とか紅とかいう色は、古来官職の階級などを示すものであったから、一般民衆は、めったなことで使用できなかった。

それからややくだって、寛文八年（一六六八）の七月に公布されたお触書をみると、この「紅梅」の部分を、「衣類紫・紅に染むべからず」と訂正して、あきらかに紅染めの衣類着用を禁止し、華美な服装への欲望と、その風潮とをおさえたのである。なお、これらの禁止令にでてくる「かたなし」というのは、別の法令には「形なし」とあるが、おそらくは「形なしの無地」の意で、紫と紅のほかは、なに色に染めてもよいが、ただし「無地」にかぎるというものであろう。

江戸時代には、こういうこまごまとした、しかも厳重な生活規正令がしばしば公布されたので、衣食住はなにごとによらず節約されたが、このために、地方の庶民、わけても百姓たちの衣類生活から、色彩というものがほとんど失われたのである。

しかし人間の、とくに女性の「赤―紅」に対する本能的な欲望を、おさえることはできなかった。すなわち、その欲望は内側にもぐりこんで、着物の裏側や腰巻などに、赤染めの木綿が多く使用されるようになった。今の服飾に対する美的感覚からすれば、赤い下着の裏や蹴出しや腰巻の一部などがチラチラするのは、むしろ艶っぽいので喜ばれるが、紅染物が内にこもって、肌に直接ふれるようになったことは、艶っぽさを意識したり、あるいは禁止の衣装をひそかに着てみたいという欲望のほかに、心の奥深くこもっている赤―紅に対する本能のあらわれということを忘れてはならない。

話をもとにもどすが、この女性の要求は、単に美に対するあこがれだけではなくて、紅の持つ薬用性に対する本能的なものである。女子特有の「冷え」をおさえ、体力と容色とを保つと信じられている紅に対する、信仰的要求からきている。紅染めの衣装を下着にしていると、その色がしだいにあせてくるが、それは太陽光線の作用だけによるものではない。紅のふくむ薬用性分が、体温に誘発されて抽出され、おのずから体内に吸いこまれるために、しだいに褪色するのである。この性分が女性の体に強く作用するのであるが、これは、唇に紅をつければ、唇の皮膚の荒れを防ぐ効果のあることと同じ原理である。

男性も特殊なばあい、すなわち前にもしばしば書いたように、漁夫が赤い褌をしめたり、三山行者が花染め木綿を腹巻きにして、高山の冷気をさけたり、幼児の腹巻用として土産に買ったりしたことは、単なる信仰的なものではなくして、古来の、この花の持つ特性が、われわれの心の奥底にひそんでいて、それを欲求するのである。

或る手紙

山形市の郊外、千歳山の麓にある焼物の里、平清水村に、中世末期に三千石をもって最上義光に仕えたという、平清水下野を先祖とする旧家、平清水家がある。今でもそうだが、同家の所蔵する旧屋敷図などをみると、じつに堂々たるもので、長らく平清水組の大庄屋をつとめた役柄の家を思わせる。その庭前には、山形県から天然記念物として指定をうけている「ひいらぎ」の大樹がある。根もとで二幹にわかれ、いずれも高さ十一メートルほどに達する大樹で、暖地性植物である。このようなめずらしい老大樹は、平清水家の古い歴史を遺憾なく物語っている。

当主は平清水潔氏であるが、所蔵される多くの文書資料類を拝見すると、紅花に関する貴重なものが二種類あるように思う。その一つは、元文三年（一七三八）の五月に、山形町内の検断（検断名主・年寄・大庄屋）から藩庁に対し、最上紅花の品質改善に関して提出した文書壱通であり、次には、最上地方で本紅を製造する計画をすすめているところの、数通の書状―宝暦・明和ごろのものである。前者の内容については、いずれ後日に稿を改めて紹介することにして、今回は後

者の手紙の内容にふれてみよう。

平清水家八代の祖・平清水仲（義明）は、享保（一七一六〜）から元文（一七三六〜）ころにかけて、平清水組の大庄屋をつとめていたが、東川とか、信天、あるいは恥水翁などと称して、地方ではなかなかの文化人であったらしい。後年、家を息子の利川（政成）にゆずり、自分は京都にでて医師を開業していたが、そのかたわら、和歌・書・漢詩、さては武芸などにも通達したという、多芸な生活をしていたと伝えられる。

じつは私も、これまで平清水家を充分に調査していないので、くわしく紹介することはできないが、手紙などによると、京都にのぼってからは、主として「信天」を号している。「信天翁」の略称である。そして、その息の利川や、娘のおませ夫婦などに、しばしば手紙を書いて、上方方面や身の周辺の情報を知らせてきている。そのなかに、「紅」に関するいろいろな注目すべき内容のものも、何通かまじっているのである。それらの手紙には、だいたい差出しの月日だけで、年号が記されていないので、その前後は判定しかねるが、順序不同で二、三の内容を意訳して紹介しよう。

（其一）　某年三月四日　利川・宗三・おませ宛のもので、まず「紅花、其地より紅斗り付け候て登せ候事、専要の儀に候」といっているが、これは、花餅で京都に送るよりは、むしろちょっと手をくわえて、いわゆる「苧屑(そく)」にして送りだすことが望ましい、と忠告しているのである。

「ぞく」というのは「苧屑」のことで、糸をとった苧の残り屑のことであるが、本紅を製造するばあい、花餅を一昼夜ほど水に漬けて黄色の色素を溶出除去したのち、灰汁（アルカリ）をくわえて紅色素を溶出し、その液に苧屑を浸し、梅酢、すなわち烏梅というものの浸出液（酸）をくわえて、苧屑の上に紅を沈着させ、本紅に使用するときまで保存するのである。ふつうにこれを「ぞく」と称するのであるが、この「ぞく」から紅を抽出するには、先の方法と同じように、少量の灰汁に溶かし、それに梅酢をくわえれば、紅分が再び沈澱するから、これを絹布などで漏過して乾燥すれば、いわゆる「生紅」となるのである。原理的にはこのとおりに違いないが、実際にはなかなかの勘と技術を要することはいうまでもない。山形町内でも紅屋久太郎とか、槌屋勘右ェ門などという紅の製造店では、こういう準備をして保存していたのである。岩淵店には、紅製造に関する記録があるが、そのなかにもこの「ぞく」の製法が記されている。

さて、平清水家でも、かねて信天からの依頼をうけて、こころみに「ぞく」をつくっていたものとみえ、この手紙で「先達て取り置き候もの（注…ぞく）御座候由、何とぞ御登せ（注―京都に送ること）之れ有るべく候、紅の性如何様に候哉、京都の大和屋与兵ェ方にて致させ（注―試験）たく存じ候、いよいよ宜しく候はば、此上、其地にて紅取り候様の計らいこれ有るべく候」と、一度その「ぞく」を京都に送ってみるようにと催促しているのである。

紅製造に対する信天の意欲はなみなみならぬものがあったとみえ、その製造費用なども、自分から送る心ぐみであったところからみると、その京都における紅製造業を夢みておったのかも知

れない。その準備的な工作として、平清水の実家に「ぞく」の製造をすすめたものではあるまいか。

この手紙には「生花より取り（注―紅を）候事、定而去年は取り申されずと存じ候。当年はその程知れざる事故、ここ元より金子下し候ようにも、未だ計らい兼ね申候（云々）、当夏は少々にても生花より取り候て、苧屑につけ、登せこれ有るべく候（云々）、去る夏中生花を試し、いよいよ宜しく候はば、当夏は大金を下し、仕込み候心がけにて、日下七郎右ェ門などには、その節より申合せ置き候」と、費用のこと、送金のことなどについて記しているが、その相談相手になっている日下七郎右ェ門は、いかなる人物か、未だ知るところがない。

当時―（宝暦末年ごろか）―信天翁はそうとうの高令に達していたものとみえ、この紅の試作については、「各々とくと御勘弁（注―考え）これ有るべく候、何をいたし候も、我等の息災にて此地に居り候うちの事に候、次第に弱くなり候身故、病身にて、動き候事も成らざる様になり候得ば、何を存じ候てもかなない申さず候、左候えば、少しも早く御心がけ之有るべく（云々）」と、「ぞく」の製造を急がせ、本紅製造の意欲を燃やしている。

（其二）　某年二月二十九日　宛名同前

先の三月四日だしの手紙は、信天翁の昵懇にしている禅竜という坊さんの帰国にさいし、依託した書翰である。この坊さんの素性のくわしいことについては、私はなにも知らない。ただ上ノ

山生居村の大慈院の弟子で、当時は京都にのぼって修業中で、当時上洛中のこちら（出羽村山地方）の雅人たちとの交際が深かった人のようである。信天翁は知友・寒河江高徳寺の和尚のひきあわせで親交があった。

この禅竜師の帰る生居村は、平清水村の近村であるから、いずれ国元に帰ったら、この手紙を平清水のほうにとどけてもらいたいと依頼した手紙が、先に紹介した三月四日付のものであるが、それより四、五日はやい二月廿九日付のものがこれである。先便の冒頭に「禅竜師へ頼み候書中にも申入れ候（が）、この書状より跡（後）に成り申す可く候まま、又申し遣わし候」と書いていることで、両通の手紙の関係が知られる。

この先便と思われるものをみると、その一節に、「何れにも当夏には、是非 生花の紅を取り候こころみ之れ有るべく候、先達て御取り置き候苧屑に付き候紅を御登せ候はば、いよいよ宜しく候也、京都の紅屋にて改め（注―紅のできぐあい）もらい申すべく存じ候えども、いまだ其儀無く、心元無く存じ候、何分、我々も年々弱く相成り候えば、少しも早く下り（注―国元に帰り）度く存じ候、ここ元（注―京都）に居り候内にこれ無く候ては（注―苧屑を送りとどけてくれなくては）何のからくり（注―工作、手段）も出来申さず候（云々）」と、やはり老の身、行く先を案じながら、同じような内容のものを、つづけざまにだすほど、国元における紅の製造に執心していたのである。

最上紅花の品質改善策 (1)

平清水家には、信天翁からの紅花に関する手紙が、まだ数通あるが、その内容の紹介はしばらくおき、最上紅花の品質改善に関する貴重な意見陳述の文書があるのを紹介しよう。元文三年(一七三八)五月某日に、山形町々の紅花仕入宿主たちが、代官所に提出した長文のもので、首部には若干虫くいの部分はあるが、内容的にはほとんど影響がなく、よく保存されている。少々長文にわたるが、最上随一を誇る紅花の生産技術、品質改善に関する重要な意見書であるから、その概略を紹介しよう。

最上紅花は、元禄ごろからその生産が上昇し、京都における値段もよろしかったが、宝永、正徳、享保と時代がさがるにつれ、量産主義におちいったために品質が低下し、「近年ニ至り出来不宜、仙台花等に劣り、直(値)立不捌」ようにまかりなった。思うにこれは、「花の摘み様」が悪い結果に相異ないと、紅花の仕入宿主たちが談議のうえ、去る享保二十年(一七三五)卯の六月に、その筋の役向きに対し、「花の熟したもの」を「摘み旬(期)を見計らって」摘みとるように、領

内の生産者に厳達かたを願った。そのために、その筋の指導もあって、その一、二年は「紅花出来も宜く罷成り候」ところ、再び不良品がでまわるようになった。

この粗悪品の生産・移出については、すでに京都の紅花問屋でも問題視していたことで、元文三年の摘花ごろに、山形方面の荷主方に対し、御地山形方面の紅花は、「古来随一之出来ニ御座候て、（皇室の）御召物類染め来り、値段も宜しく御座候処、近年ニ至り出来宜しからず、直段も仙台花等に劣り申し候て、其上駄数も年々減少仕り候由、如何様之品（訳）ニ而出来宜しからず、駄数も不足仕り候哉」という質問状を発し、きびしくその原因を追求しているのである。京都の業界としては、品質のすぐれた最上紅花が、大量にでまわって、染織業界をにぎわしていたものが、こういう状態におちいっては、緊急に問題とせざるを得なかった。そして京都の業界ではその原因を、およそ次のように推量して、その改善方を要望してきたのである。

（前略）如何様之品（訳）ニ而出来（品質）宜しからず、駄数も不足仕候哉と、問屋中評議御座候所、近年、花之摘みよう旬（節）を待たず、未熟なるを摘み、無理摘みニ仕り候故、花ニ紅薄く、たとえ雨花ニ御座候共、相仕立候得而紅薄ク、尤、未熟ニ摘み候種ニ御座候得而、其悪舗種を蒔き入れ候間、花の草生不出来仕、輪掛かり（花）数少なく、咲き出し前に掛り、或は曲がり虫付き候癖出申候得て、摘出不足、駄数減少候哉と遠察仕り候得ハ、自今（今後）摘み様は、古来之通り、熟花ニ至り候得而摘み取り、未熟之花ハ摘入れ申さざる様ニ申合せ、其上、

御上（役所）の御威光を以て、相直し候様ニ相願い可然（云々）

以上を要約すれば、紅花は早摘みをせず、よく適期をみて、紅の充分にのぼった頃合いに摘みとり、なかに未熟の花など摘みいれないように注意をすることが肝要である。なおこれらの点については、役所のほうからも生産者に注意をあたえてもらいたいというものであった。

京都の紅花問屋から、このような要望事項を示された山形の荷主たちは、ただちにこの内容を吟味のうえ、紅花仕入宿に示して、生産農民や花買いサンベ衆に注意するとともに、町の取締りかたに対して、今般、「京都の紅花問屋衆より差越候細書（注意書）」のとおり、「紅花の儀を以て、御当国（最上地方）御町在諸人相賑わい（繁昌して）、渡世も仕り候処、近年直段も下直仕り、駄数も減少之段申し越し候趣、難儀至極に存じ奉り候。」と申しあげ、さらに次のように嘆願した。

摘み旬、古来之通り熟花相摘み、未熟之花堅く相摘まず、花のほうし決して摘み入れ申さざるように、御慈悲をもって御町在御百姓手前に仰せ付けさせられ下し置かれ度く、御威光をもって、摘旬相直り、駄数も多く出来、宜しく罷成り候様に願い上げ奉り候

そして、この後に「摘み旬、或は紅花宿仕入れ等の品箇条」について、詳細に申しあげたので

ある。次にその内容について順次紹介しよう。

第一　摘句について

昔は朝露のかわかぬうち、花弁に充分に紅ののぼったものばかり摘んだから、日数も十二、三日から十四、五日もかかった。もし、熟花がなかったら、その朝は摘み採り作業を休んで、翌朝にのばしたものである。

しかるに、近ごろの摘み採り作業をみると、「花の熟し候にかまわず、無理摘みに仕り、未熟なる花をも摘み候故、白根引出し、ほうし引き割き、(雑物まで)摘み入れ」、紅ののぼりぐあいや善悪などにはまったく無頓着になり、昼すぎ、ときには八ッ時(午後二時)ごろまでも摘み採っていることがある。これではまったく紅花に大切な「朝露を乾かしてしまい」、自然と未熟な花を摘み採ることになる。これは、一日の摘み高を多くしようとすることで、近ごろの作業をみると、「七日、八日、或は十朝位に摘み切る」という早さである。

こういう花の摘句に構わらず摘み採ることは、「その日その日の値段の宜しきに見合い候て」、相場の高い日はできるだけ出荷量を多くするために、昼すぎまでも摘んでいるのである。また、あるいは農作業の「手廻しに御座候」とて「宵摘みに仕り候」ものもあるようである。

したがって、花の品質も年をおうて悪くなり、不評判を招く結果となっているので、「古来の通り、熟花ばかり摘み採り、未熟なる花は、堅く摘み採り申さず、尤も、ほうし等は決して摘み

入れ申さざるように、仰せつけられ下し置かれ、朝露の内、四ツ時（午前十時）限りに摘み採り候様に、仰せ付けさせられ下し置かれ度く存じ奉り候。」と願いでた。

次に生産量低下の傾向について、「近年に至り候得て、花の蒔畑数減少も仕らず、却って、追年蒔付け相増し申し候処、御百姓手前にて紅花売り高も不足仕り、年々駄数も減少仕り候は、如何なる儀」と、その原因に不審をいだいていた。

しかるに、近年京都からの再三の手紙の内容などから考えてみるに、その原因もまた摘旬のあやまりにあることが判明した。すなわち「近年、紅花の未熟なるを摘み採り、翌年その不熟の種を蒔き付ける故、草生い不出来仕り、花に輪数少なく、咲出しは勢弱く御座候故」、その収量もおのずから低下し、生産百姓の収益減をきたした。生花の収量が減少すれば、干し花―花餅の駄数に影響することは当然である。しかも、未熟の花から生産される花餅の品質も低下することは当然で、京都―上方の紅花問屋や染織業界の不信を招く結果となった。

こういう実情を知った山形の集荷業者たちの、対応策としての結論は、「摘み旬の宜しき熟種子を蒔き付け候はば、熟花の時分を見計らって摘み採れば、自ずから値段も宜敷く罷り成、御町在の御百姓並びに商人は相潤い、駄数も年を追うて相増し申すべく候」ということであった。

最上紅花の品質改善策　(2)

前項に紹介した紅花の品質改善策の一つは、花の摘み旬、摘み期を、開花のぐあいや、紅のあがりぐあいをみはからい、朝露の乾かぬうち、午前十時ごろまでのあいだにおえるように、心がけることが大切であるといっている。そのころの農家の摘花作業をみると、午後の二時ころの日ざかりごろまで摘み採っている向きが多く、そのうえ、苞や蕚など、雑物などまで乱暴に摘みいれて、品質の評判を悪くし、相場を落しているという傾向があったのである。

こういう悪習が一般的になってきたのは、元文年間ごろからのことであるが、元文といえば、最上紅花の生産高も上昇し、年産千駄にも達しようとするいきおいに乗りかかってきたころである。こういう時期こそ、ただしい生産意欲を高めなければならないはずなのに、まったく逆な方向に走りやすいのは、利に狂うものの一面か。

第二　花市場について

摘み採った花は、サンベという集荷業者の手をへて、直接、干花製造業者に持ちこまれるか、あるいは「花市場」に出されて競り売りにかけられる。この花市場には二とおりある。その一つは山形の七日町や十日町にたつ、いわゆる花市場で、市日をかぎってたつ寒河江や天童宿の花市場とともに、市場ぜんたいで紅花の取引きのおこなわれるものと、特定の業者が、自宅や庭先などを開放し、いわゆる「花買宿」を開設して、花の売買業務にあたったものがある。

これらの花市場や花買宿の毎日の取引きや、競の開始される時刻は、「往古は昼之内より、暮れ時まで」が定法で、買いじまいが夜分にかかるようなことはなかった。したがって、「仕入れ方粗末にも仕らず候故、自然と出来も宜しく」、最上紅花の評判も高まったのである。しかるに近年にいたるにしたがい、生産農民たちは「紅花取り仕舞い、手廻し専一之様に仕り、花之相仕立麁末之儀も之れ有り」、一般に栽培法までおろそかにする傾向が生じてきた。このため、花の摘みかたの不良さとあいまって、干花の粗悪さが目だち、「近年に至り、京都よりの買人も下着仕らず」自然と不況が目だってきたので、見世出しもおくれがちで、「近年、花市場において、花調え候宿共見世出し遅く、七ツ時（午後四時）、あるいは暮れに掛り、買出し夜に入り四ツ（十時）、九ツ（十二時）までも買入れ申し候。」というありさまであった。

花市場や花買宿で、売買や競市がこのようにおくれては、まず第一に花の品質に悪影響をおよぼすことが大きかった。「紅花相調え候者も、昼の内に買入れ、相仕廻い候得バ、花の仕入れ取仕廻も勝手能く、麁抹にも仕らず、自ずから出来も宜敷く罷成り申すべく候処、夜中・夜更け迄

も買人取仕廻候ては、諸事麁抹に罷成り、自然と不出来之基い」となることは当然である。また、日々の取引き時刻がおそく、夜分までかかることでは、「御町在のサンベ共、売り仕廻い遅く、指し悶え＝罷成り」、そのうえ「遠方より罷り越し候サンベ共、仕廻遅く御座候得バ、罷り帰り兼ね候族も之れ有り」、山形に一泊しなければならない羽目に立ちいたることもあった。

山形の花市場にでるものは、その近郊産のものがおもであるが、「十のもの、七分八分は北在より出申候、三分、二分は南郷より出申候」ことがふつうで、南は上山在のものから、北方は天童在におよんだのである。また寒河江方面も、地元に花市場が開設されても、わざわざ山形まではこぶばあいもあった。すなわち、紅花の相場は品質や天候のぐあいなどによって大差があるのみならず、早場物は、がいして値段が高いのがふつうなので、寒河江地方のように、やや遠いところでも、寒河江の紅花市場が開設される以前の早場物は、できるだけ山形の市場に、はこんだものらしい。

西根の渡辺吉兵衛家に保存されている「年中行事帳」という古帳をみると、明和三年（一七六六）の記録に、六月八日（新暦七月十四日）から十四日までは山形市場の相場を、そして十四日から二十五日までは、寒河江と西根の相場を記録しているが、前者の相場ははるかに高い。これだけの記録をもって、渡辺家が山形市場にまで搬出したと速断することはできないが、これより約三十年前、すなわち享保の末年ごろに、寒河江の中村家が、干花集荷業をはじめた当時、山形からも集荷していた事実があるので、渡辺家のばあいは、その逆に、生花を山形の市場に出荷した

こともあり得たと思う。

余談が少々長くなったようであるが、山形市場から渡辺家までの距離を、県の里程表にあわせてみると、およそ二十キロメートルもあろうか。昔でいえば五里の道程である。この距離を、背負っていったか、荷車ではこんだか、今ではまったく考えられない重労働である。そしてまた帰ってこなければならないのである。もちろん、宿や市場における取引きが、午後四時以降、夜分までにのびるようでは、遠方からの売りさばき人は帰宅もできず、翌日の仕事にもことかくことはいうまでもない。

改善策を考えた仕入宿の願主たちは、取引き時刻について、二つのことを提案し、その督励かたを代官役所に願いでている。その一つは買出し時刻の制限である。「当年より、買出しは、昼九つ時(昼十二時)より八つ時(午後二時)、或は七つ暮(午後四時~六時)を限りには、買い仕廻い」にすることに心がけ、「花宿や市場は「暮れ過ぎ(午後六時以降)候得而ハ、商売仕らざる様」に指導してもらいたいということである。

もう一つは、花の持ちだし人、つまりサンベや百姓たちに対する時間の制限である。すなわち宿の取引き業務の時間を規制するために、「お百姓手前にても、弥々御制禁相守り、四つ時(午前十時)を限りに摘み切り」にし、荷出しの準備を整えて、「九つ時(正午)より市場へ持ち出し、商売仕るべく」という、取引き上の時間的な心得であった。

こういう制限が、相互に理解され、ただしく守られるならば、農家百姓たちが、自から市場や

花買宿に持参するにしても、農村の集荷人サンベたちに売りわたすにも、その刻限が早まり、したがって、一日の作業時間に余力が生じ、紅花以外の農作業にもすすめることができようというものである。願人たちは、こういう意味のことを、願文には次のように述べている。

右之通り、昼九つ時より暮れ時限りに、売買仰せ付けさせられ、下し置かれ候はば、御百姓手前にても、直売り或はサンベ共に相払い候も、刻限早く御座候得て、相仕舞早く、外農業之相勤にも罷成り、勿論サンベ共仕廻早く、手廻し勝手に成り、或は市場遅く御座候得て、遠方より罷越し兼ね候族も、売場早く御座候上は、猶繁多にも罷り成り、諸事御所賑わいの基と存じ奉り候。

なお、この時間制限は、山形の花市開設期間中とおしてのものではなかった。たとえば、上山在や天童在の山奥でつくられる花は、山花と称して、暮れかぎりと制限されれば、市場だし不可能となるので、山花の出盛り期にかぎり、「其節は夜に入り、五つ時（午後八時）までも相調申度く存じ奉り候」という特例をもうけ、「山花に罷成り候節は、御注進申し上ぐ可く候」という附加事項があった。

最上紅花の品質改善策 (3)

第三　着せ花の禁止

摘み採ったばかりの花を生花ということは、これまでもしばしば説明したが、この生花が大量になると、花餅製造までの作業に時間がかかり、その間に、生花の品質が悪くなるので、いったん水あらいにして、摘み採るさいに混入した雑物などを流しさり、これを適当の大きさに丸めて市場に売りだすことがある。これを「水花玉」などといっている。単に「玉」といっても市場では通用する。

ところが、この玉にはずいぶん不良品があって、商い人たちを困らせた。すなわち悪徳商人たちは、「きせ花」と称する方法で、玉の品質を、ごまかして売りつけるのである。品質改善のこの訴状では、これを「きせ花と申し、花の能きを撰み、玉の上へ着せかけ申し候て商売仕り候儀に御座候」と、着せ花の方法を述べ、さらに訴文をつづけて、「畢竟、花悪しく、ほうし（苞子や蕚など）沢山に交り御座候を、相隠し候手段に御座候」と、その悪質な目的を言上している。

「きせ花」はそういうごまかし手段であったから、「雨花或は摘みの能き花は、きせ花相掛け申さざること」は当然であった。「雨花」というのは、朝がたなど少々の雨にあたったほうが、花弁に上質の紅がのぼって、上花といわれたのである。このようなわけで、今後はさんべどもは、決して着せ花の悪習をおこなわず、かならず「生得の花」にて、すなわち品質の上下にかかわらず、そのままの花で商売をするように、おたがいに自戒したいと述べている。

わが山形藩内では、前述の摘み順の適正を守ること。花市場開設の時刻のおくれないことなどをただしく守れば、それにしたがい、花の品質もおのずからよくなり、百姓たちやさんべ衆が、水花にしようが、玉花にしようが、着せ花をしようが、いっこうにかまわないことになる。

ただ、山形藩だけが領内に厳重なおふれをだし、従来の着せ花という悪習を停止しても、「他領より入り込み候花、摘み悪しく、ほうし多く御座候て、着せ花かけ、紛らわ敷く売り出し候」ことがあっては、山形花の品質が低下し、評判も悪くなることは必定である。こういう他領から入りこむ粗悪品については、山形藩の町役人の力で禁止令をだすことは手続き上、不可能のことであるから、願人たちは二つの方法をあげて、その矯正に対応することにしている。

その一つは、「花之善悪に従い、値付け仕り候様」にすることである。もちろん、花の値段はその日の相場によることであるが、なおさらに品等の見分けを充分にして、こまかく値段差をつけて売買することが必要であるという。しかしなんといっても、よそから買い集めてくるものや、他領分の農村から売りにでるものの花の品質が、充分に改善され、公正な取引き売買がおこなわ

れないかぎり、山形の花問屋としては、「商売仕り候儀、難儀」のいたりであったし、上方から買いだし、取引きにくる人々の信用を害することもひとかたではなかった。

そこで山形の商人、仕入宿主たちは、第二の策として、山形町内の支配役所名をもって「花玉にきせ懸け申さざる様に、御町在さんべ共、並びに他所者之儀を、当町さんべ宿にて、堅く申聞け候様」に、ふれわたしてもらいたいと願いでた。結局、着せ玉の悪習は、役所の威光によって、山形のさんべ衆や花宿主たちに、厳重な管理と指導権の強化をすすめて、そういう悪習を断ち切って、最上紅花の名声を保つように願いでているのである。

第四　生花買入停止

山形花市場の仕入宿が、生花で仕入れることは、享保十七年（一七三二）に、藩ぶれをもってご停止になって、玉花による売買をおこなうことを本態としていた。

その理由は、紅花は花餅の製造過程において、いささかでも手をぬくようなことがあっては、紅の抽出量の多少、紅の品質の良し悪しに、敏感に影響するから、多量の生花を買いこんでは、そういう注意が怠りがちになることを心配するのである。すなわち、大量の花をかかえて、水あらいをしたり、もみこなして、黄気という悪汁をのぞいたり、臼でついたり、いろいろな段階の作業を、仕入宿やあるいは花屋といわれる業者だけの手で、しかも短時間のうちにおこなうことは、いくら考えても無理なわざであった。したがって、どこかで手をぬいてしまうので、できあ

がりがよくないことは当然のことである。

そこで仕入宿かたでは、町役所に対して、「百姓手前より、さんべ買い出し、水につけ、揉みこなし、玉に仕りて売出し、買入れ方は舟（桶）に溜め置き、こなし手数も当たり候故、花のこなれも能く御座候て、出来も宜しく御座候」と、水玉による取引きを主体にするよう指導かたを願いでて、生花のままの売買を極力さけるようにした。

もっとも、なにかのつごうで、市場の花の売買が夜なかにかかるようなばあい、品質の良し悪しもなかなか見分けられず、また、大雨の翌日には不良品もでき、成品の判定に困るようなばあいは、よんどころなく生花で買いいれざるを得ないこともあるが、ただいまの状況では「水玉花ニ而相調い仕入れ候儀、出来の宜しき専一に御座候」ことで、これがまた花屋どもの商いのにぎわいのもとともなり、さんべ宿渡世のものどもの繁昌にもつながることにもなるのであると力説する。そして、「若し、生花相調え候者これ有り候はば、十日町・七日町市場より、吟味仕り候様に、仰せ付け下され度く」と、生花売買の調査取締りかたまで願いでている。

第五　置花囲いの禁止

これは、生花のまま一夜囲っておき、翌日売りだすことの禁止である。さんべどもの買いだし時刻がおくれ、市場に出しかねたときは、よく、翌日まで囲い花にしておくばあいが多かった。この囲い花は、先年より町役検断から禁止にされていたことであるが、最近の花の摘みおくれの

傾向から、庭先きの取引きも午後にわたり、したがって、市場に持ちだすのも夕刻から夜分にまでおよんだことは、すでに先々稿にも書いたとおりである。さんべどもは、こういう事情のために、やむなく翌日まで囲い花にせざるを得なかった。

とくに小雨の日は別として、花にさわるほどの雨にあたった生花など、摘み採ったまま市場にだすことはできないので、翌日まで囲いおくことが多かった。しかし、「生花にて囲い置き候得ば、花腐り、おろし粕同前に成り候て、その上、性の能き花まで、共ずれに成り、花の不出来第一の基」となるおそれがあった。かりに雨花でないばあいでも、生花を一夜放っておくことは、その温熱のために、蒸されて花弁を損じることはいうまでもない。これでは、上物としての商品にはならない。

山形の仕入宿や花問屋たちは、この悪習を取締まるために、町役所検断に対して「置花決して仕らざる様に、さんべ共並びにさんべ宿へ仰せ付け」られるとともに、「七日町・十日町の者共、吟味仕り候様に仰せ付け」くださるように願いでているのである。

以上、五項目にわたる改善策を願いでているが、これらの点が守られるならば、今年の紅花から、できかたもたちなおり、「往昔の通り、仙台・福島の出来に相勝れ、宜しく相捌け申す」ようになろうといっている。

この願書に調印した紅花仕入れ宿主は、十日町で十六人、七日町で八人、横町で二人、八日町

で三人、旅篭町で四人の計三十三人、それに同調したそれぞれの町の検断各二名あての十名という大人数であった。

もちろんこの願いの筋はききとどけられ、願書の最後に、「右願いの趣、大小之百姓並びに、名子・水呑・寺社門前之者迄被見せしめ、前願書の通り相心得罷り在る」ようにとの後書が附された返された。さらに町方役所では、この願いの筋五項目を細分し、七項目に改めて町内業界にふれだし、町方検断衆に対しては、不正行為に対する監視権と取締権とをあたえて、最上紅花の汚名挽回にあたらせた。